

## 参考資料

第97号議案 業務委託契約締結の件（箕面市立みのお市民活動センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務）	1
第98号議案 業務委託契約締結の件（箕面市立萱野中央人権文化センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務）	3
第99号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立コミュニティセンター） ・箕面市立コミュニティセンター北小会館の管理運営に関する協定書 (他のコミュニティセンター11施設の協定書の内容は同一であるため省略)	5
第100号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立市民活動センター） ・箕面市立みのお市民活動センターの管理運営に関する協定書	17
第101号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立市民文化ホール） ・箕面市立市民文化ホールの管理運営に関する協定書	29
第102号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立人権文化センター） ・箕面市立萱野中央人権文化センターの管理運営に関する協定書 ・箕面市立桜ヶ丘人権文化センターの管理運営に関する協定書	41 53
第103号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立西南老人デイサービスセンター） ・箕面市立西南老人デイサービスセンターの指定管理者に関する協定書	65



# 業務委託契約書

1 委託業務の名称	箕面市立みのお市民活動センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務委託										
2 委託業務場所	箕面市立みのお市民活動センター										
3 履行期間	自 平成27年(2015年)4月1日から 至 平成32年(2020年)3月31日まで <small>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)</small>										
4 業務委託料	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
					¥	5	0	0	0	0	0
うち取引に係る 消費税及び地方消費税					¥	3	7	0	0	3	
5 契約保証金	・現金 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">免除</span> ・有価証券 <small>契約規則第26条第7号</small>										
6 適用除外条項											

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は仮契約として締結するものであり、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)第34条第3項の規定により議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得られたときに本契約としての効力が生ずるものとする。

平成26年(2014年)11月13日

発注者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉田哲郎 印

受注者

所在地 箕面市坊島四丁目5番20号

商号又は名称 特定非営利活動法人 市民活動フォーラムみのお

代表者氏名 理事長 須貝昭子 印

以下省略

# 業務委託契約書

1 委託業務の名称	箕面市立萱野中央人権文化センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務委託											
2 委託業務場所	箕面市立萱野中央人権文化センター											
3 履行期間	自 平成27年(2015年)4月1日から 至 平成32年(2020年)3月31日まで											
	(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)											
4	業務委託料	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	うち取引に係る 消費税及び地方消費税						¥	5	0	0	0	0
5 契約保証金	• 現金 • 有価証券      • <b>免除</b> 契約規則第26条第7号											
6 適用除外条項												

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は仮契約として締結するものであり、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)第34条第3項の規定により議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得られたときに本契約としての効力が生ずるものとする。

平成26年(2014年)11月13日

発注者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉田哲郎印

受注者

所在地 箕面市萱野二丁目11番4号

商号又は名称 特定非営利活動法人 暮らしづくりネットワーク北芝

代表者氏名 代表理事 堀橋伸夫印

以下省略

## 箕面市立コミュニティセンター 北小会館の管理運営に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）とコミュニティセンター北小会館管理運営委員会（以下「乙」という。）は、箕面市立コミュニティセンター北小会館（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立コミュニティセンター条例（平成16年箕面市条例第35号。以下「条例」という。）及び箕面市立コミュニティセンター条例施行規則（平成16年箕面市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

### 第1章 総 則

#### （指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他の関係規定並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

#### （管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

- （1）施設名称 箕面市立コミュニティセンター北小会館（北斗の家）
- （2）所在地 箕面市箕面三丁目9番11号
- （3）構造 鉄骨造平屋建
- （4）面積 敷地面積 1,298 m<sup>2</sup>、延床面積 475 m<sup>2</sup>
- （5）施設内容 大会議室、小会議室、和室

2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

#### （指定期間等）

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、平成27年4月1日から平成37年3月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第2条第2項に規定する業務
- (2) 甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
- (3) 災害時の対応に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

2 前項第1号の業務のうち、条例第2条第2項第1号に規定する業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設利用許可申請書、施設利用料金減額・免除申請書及び施設利用料金還付申請書の受理
- (2) 施設利用許可書の交付
- (3) 施設利用料金及び附属設備利用料金の徴収並びに利用者の求めに応じて行う附属設備利用料金領収書の発行

3 第1項第1号の業務のうち、条例第2条第2項第2号に規定する業務は、次のとおりとする。

- (1) 定期清掃  
施設内の清掃を毎月1回程度行う。
- (2) 全体清掃  
施設全体の清掃を年2回程度行う。  
\*樹木剪定は高木も含めて年1回程度行う。
- (3) 特別清掃  
大会議室等フローリング床のワックス清掃、窓清掃、樋清掃を年1回行い、排水管洗浄を6年に1回行う。(樋清掃は必要な場合のみ)
- (4) 施設の安全管理  
機械警備業務及び火災監視業務を行い、終日の施設安全管理に努める。
- (5) 施設の鍵の管理  
施設の鍵の管理者を定め、管理者及び利用者に対し、供用時間及び時間外に係る施設の鍵の受け渡しなどの管理を徹底させる。
- (6) 施設、設備、備品の修繕  
おもに緊急的な修繕及び簡易な修繕を行う。
- (7) 設備、備品の保守点検  
エアコンの保守点検、電子複写機の保守点検を行う。
- (8) 法令で規定する設備、備品の保守点検・関係機関への報告  
消防用設備(火災報知器、煙感知器、排煙窓等)の保守点検及び消防本部への報告を行う。
- (9) 法令で規定する業務等  
防火管理者を選任する。  
火災予防管理組織、自衛消防隊を編成し、避難訓練及び消火訓練を行う。

4 第1項から第3項までの業務(以下単に「業務」という。)を行うに当たっては、この協定に定める事項を遵守するものとする。

(自主事業)

第5条 乙は、センターの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

### 第3章 業務の実施

(業務の実施)

第6条 乙は、関係法令等のほか、第19条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(受付日の特例)

第7条 乙は、規則第5条第3項の規定により、センターを利用する者のうち、センターを1年以上前から定期的に利用し、良好な利用実績を持つと乙が認める者で、センターの運営に協力する者に対して、受付日の特例措置を講じることができる。

2 乙は、規則第5条第3項に定める承認を受けようとする場合は、事前に市長と協議のうえ、運用にかかる細則を定めなければならない。

(利用制限の適用除外)

第8条 規則第9条に定める芸術及び生活文化を振興する各種講座とは、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

(1) 絵画教室、書道、舞踊、茶道、華道、着付、手芸、音楽教室等で学校教育を補完するものでないこと。

(2) 月謝等が月6,000円（消費税別）以下であるもの。

2 各種講座を実施するため、センターを利用しようとする者から、毎年度、最初の利用申請を行う際に、各種講座に関する申告書（別記様式）を徴し、甲に提出しなければならない。

(災害等による利用料金の還付)

第9条 規則第11条第1項第4号に定める特別の理由は、天災その他の災害のため、利用上危険があると指定管理者が認める場合において、利用者が当該理由による利用の取り消しを申し出た場合とする。

(第三者への委託)

第10条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第11条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したと

きは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

#### （公益通報等の取扱い）

第12条 乙の役員又は乙の構成員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の構成員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

#### （情報公開、文書の管理等）

第13条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であつて甲が保有していないものに關し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
- 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第14条 乙は、条例第12条の規定を遵守するとともに、別紙1「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守しなければならない。

(人権研修等の実施)

第15条 乙は、本業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修等を実施するよう努めるものとする。

## 第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第16条 甲は、備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第17条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第18条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第16条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

## 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第19条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

(業務報告書等の提出)

第20条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の利用状況を月別利用状況報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後60日（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの管理業務に関し、次に掲げる書類を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書、収支決算書及び団体名簿
- (2) 火災予防管理組織編成表兼自衛消防隊編成表
- (3) 鍵の管理者名簿
- (4) 減免団体報告書
- (5) サークル等定期利用者による友の会の会員名簿

(甲による業務実施状況の確認)

第21条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した月別利用状況報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書等に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、隨時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第22条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が本協定書に定める内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第23条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第4条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 規約
- (2) 名称及び所在地

- (3) 代表者
- (4) 非常時の体制
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

## 第6章 指定管理料及び利用料金

### (指定管理料等)

- 第24条 乙は、毎年度、第4条第2項及び第3項の業務の実施にかかる収支見積書（前々年10月から前年9月までの実績を根拠に算定したものとする。）を、前年の10月10日までに甲へ提出しなければならない。
- 2 甲は、提出された収支見積書を精査し、利用料金の対象となる経費を除き必要と認める額を、年度協定に基づき、乙に支払うものとする。
  - 3 甲は、第27条第1項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第15条の規定により乙がセンターの施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、本協定書に定める業務内容を満たしていないものとして指定管理料を減額することができる。
  - 4 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。
  - 5 第3項の規定により減額する場合、第30条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

### (未収利用料金)

- 第25条 指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

## 第7章 損害賠償及び不測事態

### (リスクの分担)

- 第26条 センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

### (損害賠償等)

- 第27条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償につ

いては、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不測事態発生時の対応)

第28条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態による発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用の負担等)

第29条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第30条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

## 第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第31条 甲は、乙が第22条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- 2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第32条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第33条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第34条 第31条から第33条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、甲は、第27条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

## 第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第35条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第5条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならぬ。

(備品等の扱い)

第36条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第5条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

(1) 乙は、第16条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。

(2) 第18条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

## 第10章 その他

### (権利、義務の譲渡の禁止)

第37条 乙は、条例第16条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

### (苦情等への対応)

第38条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第3項の規定により甲への審査請求となる。

### (暴力団の排除)

第39条 乙は、条例第9条第4号、第10条第3号及び第13条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

### (協定の変更)

第40条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

### (年度協定)

第41条 指定管理料の額及び支払方法については、毎年度、年度協定として別に定める。

### (疑義の解釈)

第42条 この協定及び年度協定に定めのない事項又はこの協定及び年度協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

### (協定の効力)

第43条 この協定は、箕面市議会でセンターに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたとき、協定としての効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第44条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年（2014年）11月13日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市長 倉田哲郎 団

乙 箕面市箕面三丁目9番11号  
コミュニティセンター北小会館管理運営委員会  
委員長 小枝正幸 ㊞



## 箕面市立みのお市民活動センターの管理運営に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお（以下「乙」という。）は、箕面市立みのお市民活動センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立市民活動センター条例（平成16年箕面市条例第42号。以下「条例」という。）及び箕面市立市民活動センター条例施行規則（平成17年箕面市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

### 第1章 総 則

#### （指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規定並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

#### （管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設名称 箕面市立みのお市民活動センター
- (2) 所在地 箕面市坊島四丁目5番20号  
みのおキューズモールWEST-1 2階
- (3) 構 造 鉄骨造2階建 2階部分
- (4) 面 積 720.85 m<sup>2</sup> (218.05坪)
- (5) 施設内容 会議用施設（会議室、プレイルーム、多目的室）  
活動用施設（事務ベース、倉庫、ロッカー、メールボックス）  
交流用施設（フレキシブルコーナー、キッズコーナー、  
ワーキングコーナー、図書・資料コーナー、  
かやのさんpei橋交流スペース）

- 2 乙は、前項に掲げる施設のうち、かやのさんpei橋交流スペースについては、甲乙協議の上その管理方法等を定めるものとする。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

#### （指定期間等）

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、平成27年4月1日から平成32

年3月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 業務の範囲

### (業務の範囲)

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 条例第3条に規定する業務

(2) 災害時の対応に関する業務

(3) 甲の公共施設の予約等のシステムを用いた他館の利用に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立みのお市民活動センター指定管理者募集要項（平成26年7月16日公表。以下「募集要項」という。）に定める事項を遵守するものとする。

### (自主事業)

第5条 乙は、センターの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

## 第3章 業務の実施

### (業務の実施)

第6条 乙は、関係法令等のほか、第16条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

### (第三者への委託)

第7条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

### (緊急時等の対応)

第8条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

（公益通報等の報告）

- 第9条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。
- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
  - 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

（情報公開、文書の管理等）

- 第10条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
  - 3 甲は、対象文書であつて甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
  - 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
  - 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

（個人情報の取扱い）

- 第11条 乙は、条例第15条の規定を遵守するとともに、別紙1「指定管理者における

個人情報の取扱いに関する事項」を遵守しなければならない。

(人権研修の実施)

第12条 乙は、業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

#### 第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第13条 甲は、備品等一覧に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第14条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品の購入等)

第15条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第13条第1項の備品等一覧とは別にこれを管理するものとする。

#### 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出等)

第16条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画書）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

(業務報告書等の提出)

第17条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後60日（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第18条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、隨時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第19条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 甲は、乙が第21条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第20条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第7条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の名称及び所在地
- (3) 法人の代表者
- (4) 事務所、事業所又は営業所の所在地
- (5) 業務に関する規程等

(6) 非常時の体制

(7) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第21条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

(1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施

(2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会

(3) 評価の実施に必要な資料の作成

(4) 評価の実施時における説明

(5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第6章 指定管理料及び利用料金等

(指定管理料)

第22条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

期 間	指定管理料（税抜金額）
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	24,998,148円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	24,998,148円
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	24,998,148円
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	24,998,148円
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	24,998,148円
合 計	124,990,740円

2 甲は、第26条第1項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第18条の規定により乙がセンターの施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が募集要項の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。

3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲

乙協議により決定するものとする。

- 4 市民活動支援金の原資は、年額2,500,000円とする。なお、乙は、本原資と他事業の会計を別にして運営し、指定管理期間終了後の剩余金は甲に寄付するものとする。

(指定管理料の支払)

第23条 甲は、指定管理料について、乙の請求により、次表の支払額に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を支払うものとする。

支払月	指定管理料（税抜金額）	備考
4月	7,985,649円	前金払い
7月	5,670,833円	同上
10月	5,670,833円	同上
1月	5,670,833円	同上
合計	24,998,148円	

- 2 前条第2項の規定により減額する場合、第29条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

(未収利用料金)

第24条 指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

## 第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第25条 センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙2「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

- 2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第26条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償に

については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不測事態発生時の対応)

第27条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態による発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用負担等)

第28条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第29条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

## 第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第30条 甲は、乙が第19条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- 2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第31条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第32条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第33条 第30条から第32条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第23条の規定にかかわらず、甲は、第26条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

## 第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第34条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(備品等の扱い)

第35条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第8条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第13条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 第15条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぎを行うことができるものとする。

## 第10章 その他

### (権利、義務の譲渡の禁止)

第36条 乙は、条例第19条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

### (苦情等への対応)

第37条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第3項の規定により甲への審査請求となる。

### (暴力団の排除)

第38条 乙は、条例第12条第3号、第13条第3号及び第16条に基づき、暴力團の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

### (協定の変更)

第39条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

### (疑義の解釈)

第40条 この協定及び募集要項に定めのない事項又はこの協定及び募集要項の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

### (協定の効力)

第41条 この協定は、箕面市議会でセンターに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたときに、協定としての効力を生ずるものとする。

### (裁判管轄)

第42条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年(2014年)11月12日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉田哲郎㊞

乙 箕面市坊島四丁目5番20号 みのお市民活動センター内  
特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお

理事長 須貝昭子㊞



# 箕面市立市民文化ホールの管理運営に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と公益財団法人箕面市メイプル文化財団（以下「乙」という。）は、箕面市立市民会館（以下「グリーンホール」という。）及び箕面市立メイプルホール（以下「メイプルホール」という。）（以下これらを「文化ホール」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立市民文化ホール条例（平成16年箕面市条例第43号。以下「条例」という。）及び箕面市立市民文化ホール条例施行規則（平成17年箕面市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

## 第1章 総 則

### （指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他の関係規定並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、文化ホールが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

### （管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行う文化ホールの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

#### （1）グリーンホール

- ア 施設名称 箕面市立市民会館（グリーンホール）
- イ 所在地 箕面市西小路四丁目6番1号
- ウ 構造 鉄筋コンクリート造2階建（一部1階建）
- エ 面積 敷地面積 3,953 m<sup>2</sup>、延床面積 4,234 m<sup>2</sup>
- オ 施設内容 ホール（987席。車椅子スペースを含む。）、楽屋（2室）、大会議室（3室）、小会議室（2室）、和室（2室）ほか

#### （2）メイプルホール

- ア 施設名称 箕面市立メイプルホール
- イ 所在地 箕面市箕面五丁目11番23号
- ウ 構造 鉄筋コンクリート造3階建地下1階  
(箕面市立中央生涯学習センター等を含む。)
- エ 面積 専有床面積 1,963 m<sup>2</sup>
- オ 施設内容 大ホール（501席。オーケストラピット77席を含む。）、大ホール樂屋（6室）、小ホール（100名）、小ホール樂屋（2室）、リハーサル室（100名）、ホワイエ（ロビーの一部）ほか

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって文化ホールを管理しなければならない。

(指定期間等)

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第3条第2項に規定する業務
- (2) 甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
- (3) 災害時の対応に関する業務
- (4) 甲の公共施設の予約等のシステムを用いた他館の利用に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立市民文化ホール指定管理者募集要項（平成26年7月18日公表。以下「募集要項」という。）に定める事項を遵守するものとする。

(特別提案の取扱い)

第5条 乙から提出された平成26年8月30日付「箕面市市民文化ホール指定管理者申込書」に記載された、特別提案については、次の各号に掲げる内容についてこれを採用する。

- (1) グリーンホールの年末年始以外の休館日（水曜日）を第3水曜日のみに変更
- (2) メイプルホールの振替休館日を開館
- (3) 新たな貸出し区分（舞台のみの利用）の設定
- (4) グリーンホール2階和室を会議室に改裝
- (5) 利用者のニーズが高い備品の購入等

ア ピアノ

- ・グリーンホールのホワイエ 1台
- ・グリーンホールの1階大会議室 1台

イ 可動式マイクアンプセット 1セット

ウ ロープパーテーション 16本

エ 展示用パネル

10枚

- 2 前項の特別提案の実施は、第1号から第3号については、指定期間の初年度から実施し、その他については甲乙協議の上で実施する時期を別に定める。
- 3 この提案の実施に関する費用は、乙の負担とする。

(自主事業)

第6条 乙は、文化ホールの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

### 第3章 業務の実施

(業務の実施)

第7条 乙は、関係法令等のほか、第17条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第8条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第9条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(公益通報等の取扱い)

第10条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19

年箕面市訓令第54号) 第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

#### (情報公開、文書の管理等)

- 第11条 乙は、箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)の趣旨を踏まえ、積極的に文化ホールの管理に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面(写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)(以下これらを「対象文書」という。)について、適正に管理し、保存しなければならない。
  - 3 甲は、対象文書であつて甲が保有していないものに關し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
  - 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
  - 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

#### (個人情報等の取扱い)

- 第12条 乙は、条例第16条の規定を遵守するとともに、別紙1「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守しなければならない。

#### (人権研修の実施)

- 第13条 乙は、本業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

## 第4章 備品等の扱い

#### (甲による備品等の貸与)

- 第14条 甲は、募集要項と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第15条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第16条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第14条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

## 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第17条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

(業務報告書等の提出)

第18条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後60日（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度における文化ホールの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第19条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、隨時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第20条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 甲は、乙が第22条第2項の規定による必要な措置を応じなかつたときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。
- 3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第21条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第6条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の名称及び所在地
- (3) 法人の代表者
- (4) 事務所、事業所又は営業所の所在地
- (5) 業務に関する規定等
- (6) 非常時の体制
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第22条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成

- (4) 評価に実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価に実施に関すること
- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第6章 指定管理料及び利用料金

### (指定管理料)

第23条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

期 間	指定管理料(税抜金額)
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	73,350,752円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	73,350,752円
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	73,350,752円
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	73,350,752円
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	73,350,752円
合 計	366,753,760円

- 2 甲は、第27条第1項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第19条の規定により乙が文化ホールの施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が募集要項の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

### (指定管理料の支払)

第24条 甲は、指定管理料について、乙の請求により、次表の支払額に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を支払うものとする。

支払月	支払額(税抜金額)	備 考
4月	18,337,688円	前金払い
7月	18,337,688円	同上
10月	18,337,688円	同上
1月	18,337,688円	同上

合 計	73, 350, 752円	
-----	---------------	--

- 2 前条第2項の規定により減額する場合、第30条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

(未収利用料金)

第25条 指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

## 第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第26条 文化ホールの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙2「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

- 2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第27条 乙は、文化ホールの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不測事態発生時の対応)

第28条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態による発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用の負担等)

第29条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第30条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかつた場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

## 第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第31条 甲は、乙が第20条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第32条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第33条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第34条 第31条から第33条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第24条の規定にかかわらず、甲は、第27条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

## 第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第35条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(備品等の扱い)

第36条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第14条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。
- (2) 第16条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

## 第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第37条 乙は、条例第20条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第38条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。

(2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第3項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第39条 乙は、条例第12条第3号、第14条第3号及び第17条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(協定の変更)

第40条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第41条 この協定及び募集要項に定めのない事項又はこの協定及び募集要項の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第42条 この協定は、箕面市議会で文化ホールに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたとき、協定としての効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第43条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年（2014年）11月12日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市長 倉田哲郎㊞

乙 箕面市箕面五丁目11番23号  
公益財団法人箕面市メイプル文化財団  
理事長 小枝正幸㊞

## 箕面市立萱野中央人権文化センターの管理運営に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝（以下「乙」という。）は、箕面市立萱野中央人権文化センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立人権文化センター条例（平成21年箕面市条例第39号。以下「条例」という。）及び箕面市立人権文化センター条例施行規則（平成21年箕面市規則第74号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

### 第1章 総 則

#### （指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規定並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

#### （管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

（1）施設名称 箕面市立萱野中央人権文化センター（らいとぴあ21）

（2）所在地 箕面市萱野一丁目19番4号

（3）構造 鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建

（4）面積 敷地面積：2,861.09 m<sup>2</sup> 延床面積：4,063.22 m<sup>2</sup>

#### （5）施設内容

ア 地階：多目的室、更衣室、機械室ほか

イ 1階：エントランスホール、事務室、展示コーナー、図書コーナー、青少年会館部分ほか

ウ 2階：会議室、料理実習室、和室、相談室、市人権協会北芝地域協議会事務室、市人権啓発推進協議会事務室、共用スペース「ひゅーまん」、中央子育て支援センター「おひさまルーム」、自主学習室、工作室ほか

エ 3階：視聴覚室、音楽室、講座室、集会室ほか

オ その他：

萱野青少年体育館 敷地面積：1,562 m<sup>2</sup> 延床面積：1,062 m<sup>2</sup>

萱野青少年グラウンド 敷地面積：1,736 m<sup>2</sup>

- 2 乙は、前項に掲げる施設に関し、日常清掃及び定期的な清掃、法定点検、共用部分及び共用設備の点検及び維持管理、施設、附属設備及び備品類の簡易な修繕並びに光熱水費に係る経費の支払い等を行うものとする。
- 3 箕面市教育委員会の所管及び箕面市公有財産規則（昭和60年箕面市規則第3号）第20条に規定する行政財産の使用許可部分に関する光熱水費及び清掃に係る経費については、乙、箕面市教育委員会、行政財産の使用を許可された者が協議して定めるものとする。
- 4 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

#### (指定期間等)

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、平成27年4月1日から平成37年3月31日までとする。

- 2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 業務の範囲

#### (業務の範囲)

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第3条に規定する業務
  - (2) 甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
  - (3) 災害時の対応に関する業務
  - (4) 甲の公共施設の予約等のシステムを用いた他館の利用に関する業務
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務
- 2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立人権文化センター指定管理者募集要項（平成26年7月22日公表。以下「募集要項」という。）に定める事項を遵守するものとする。

#### (特別提案の取扱い)

第5条 乙から提出された平成26年8月29日付「箕面市立人権文化センター指定管理者申込書」に記載された特別提案については、次の各号に掲げる内容についてこれを採用する。

- (1) 条例第10条第2項に定める休館日のうち、月曜日の開館（年末年始、施設維持管理に係る臨時休館日を除く。）
  - (2) 会議室及び講座室の分割利用に係る新たな貸出し区分の設定
  - (3) 展示コーナーにおける喫茶スペースの開設
- 2 前項の特別提案の実施は、第2号及び第3号については、指定期間の初年度から実施し、その他については甲乙協議の上で実施する時期を別に定める。
- 3 この提案の実施に関する費用は、乙が負担するものとする。

(自主事業)

第6条 乙は、センターの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

### 第3章 業務の実施

(業務の実施)

第7条 乙は、関係法令等のほか、第17条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第8条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第9条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定め

るところにより、管理等を行わなければならない。

(公益通報等の報告)

第10条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

第11条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
- 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第12条 乙は、条例第18条の規定を遵守するとともに、別紙1「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守しなければならない。

(人権研修の実施)

第13条 乙は、業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

## 第4章 備品等の扱い

### (甲による備品等の貸与)

- 第14条 甲は、募集要項と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。
- 2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

### (備品等の帰属)

- 第15条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。
- 2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

### (乙による備品の購入等)

- 第16条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第14条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

## 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

### (事業計画書等の提出等)

- 第17条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- (1) 事業計画書
  - (2) 収支計画書
  - (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画書）
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

### (業務報告書等の提出)

- 第18条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後60日（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

第19条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、隨時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（甲による業務の改善の指示）

第20条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 甲は、乙が第22条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

（重要事項の変更の届出）

第21条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第8条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の名称及び所在地
- (3) 法人の代表者
- (4) 事務所、事業所又は営業所の所在地
- (5) 業務に関する規程等
- (6) 非常時の体制
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第22条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
  - (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
  - (3) 評価の実施に必要な資料の作成
  - (4) 評価の実施時における説明
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること
- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金等

(指定管理料)

第23条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

期 間	指定管理料（税抜金額）
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	101,910,185円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	101,910,185円
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	101,910,185円
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	101,910,185円
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	101,910,185円
平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	101,910,185円
平成33年4月1日から平成34年3月31日まで	101,910,185円
平成34年4月1日から平成35年3月31日まで	101,910,185円
平成35年4月1日から平成36年3月31日まで	101,910,185円
平成36年4月1日から平成37年3月31日まで	101,910,185円
合 計	1,019,101,850円

2 甲は、第27条第1項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第21条の規定により乙がセンターの施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が募集要項の内容を満たしていないものとして、

指定管理料を減額することができる。

- 3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の支払)

第24条 甲は、指定管理料について、乙の請求により、次表の支払額に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を支払うものとする。

支 払 月	支 払 額 (税抜金額)	備 考
4月	25, 477, 547円	前金払い
7月	25, 477, 546円	同上
10月	25, 477, 546円	同上
1月	25, 477, 546円	同上
合 計	101, 910, 185円	

- 2 前条第2項の規定により減額する場合、第30条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

(未収利用料金)

第25条 指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

## 第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第26条 センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙2「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

- 2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第27条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償に

については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不測事態発生時の対応)

第28条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態による発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用負担等)

第29条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第30条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

## 第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第31条 甲は、乙が第20条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- 2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第32条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第33条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第34条 第31条から第33条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第24条の規定にかかわらず、甲は、第27条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

## 第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第35条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第9条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(備品等の扱い)

第36条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第9条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第14条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 第16条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去する

ものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

## 第10章 その他

### (権利、義務の譲渡の禁止)

第37条 乙は、条例第22条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

### (苦情等への対応)

第38条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第3項の規定により甲への審査請求となる。

### (暴力団の排除)

第39条 乙は、条例第14条第3号、第16条第3号及び第19条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

### (協定の変更)

第40条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

### (疑義の解釈)

第41条 この協定及び募集要項に定めのない事項又はこの協定及び募集要項の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

### (協定の効力)

第42条 この協定は、箕面市議会でセンターに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたときに、協定としての効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第43条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年（2014年）11月12日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉田哲郎 団

乙 箕面市萱野二丁目11番4号

特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝

代表理事 埋橋伸夫 団

## 箕面市立桜ヶ丘人権文化センターの管理運営に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）とリリーフ・みのわ（以下「乙」という。）は、箕面市立桜ヶ丘人権文化センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立人権文化センター条例（平成21年箕面市条例第39号。以下「条例」という。）及び箕面市立人権文化センター条例施行規則（平成21年箕面市規則第74号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

### 第1章 総 則

#### （指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規定並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

#### （管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

（1）施設名称 箕面市立桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ）

（2）所在地 箕面市桜ヶ丘四丁目19番3号

（3）構造 鉄筋コンクリート造2階建

（4）面積 敷地面積：1,105.57 m<sup>2</sup> 延床面積：1,006.53 m<sup>2</sup>

（5）施設内容

ア 1階：ロビー、事務所、相談室、工芸室、倉庫、機械室、陶芸窯、図書館ほか

イ 2階：大会議室、和室、学習室、会議室、料理実習室、倉庫ほか

ウ 附属施設：センターパーク

所在地 箕面市桜ヶ丘四丁目18番44号

構造 木造平屋建

面積 敷地面積：470.08 m<sup>2</sup> 延床面積：145.80 m<sup>2</sup>

施設内容 事務室、多目的室、和室、倉庫ほか

2 乙は、前項に掲げる施設に関し、日常清掃及び定期的な清掃、法定点検、共用部分及び共用設備の点検及び維持管理、施設、附属設備及び備品類の簡易な修繕並びに光熱水

費に係る経費の支払い等を行うものとする。

- 3 箕面市教育委員会の所管及び箕面市公有財産規則（昭和60年箕面市規則第3号）第20条に規定する行政財産の使用許可部分に関する光熱水費及び清掃に係る経費については、乙、箕面市教育委員会、行政財産の使用を許可された者が協議して定めるものとする。
- 4 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

(指定期間等)

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までとする。

- 2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第3条に規定する業務
  - (2) 甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
  - (3) 災害時の対応に関する業務
  - (4) 甲の公共施設の予約等のシステムを用いた他館の利用に関する業務
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務
- 2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立人権文化センター指定管理者募集要項（平成26年7月22日公表。以下「募集要項」という。）に定める事項を遵守するものとする。

(自主事業)

第5条 乙は、センターの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

## 第3章 業務の実施

(業務の実施)

第6条 乙は、関係法令等のほか、第16条に規定する事業計画書等に従って業務を実施

するものとする。

(第三者への委託)

第7条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第8条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(公益通報等の報告)

第9条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

第10条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイク

ロフィルムを含む。) 及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。) (以下これらを「対象文書」という。)について、適正に管理し、保存しなければならない。

3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。

4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

#### (個人情報の取扱い)

第11条 乙は、条例第18条の規定を遵守するとともに、別紙1「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守しなければならない。

#### (人権研修の実施)

第12条 乙は、業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

### 第4章 備品等の扱い

#### (甲による備品等の貸与)

第13条 甲は、募集要項と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

#### (備品等の帰属)

第14条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

#### (乙による備品の購入等)

第15条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の

承認を得なければならない。

- 2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第13条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

## 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

### (事業計画書等の提出等)

第16条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画書）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

### (業務報告書等の提出)

第17条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後60日（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

### (甲による業務実施状況の確認)

第18条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、隨時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

### (甲による業務の改善の指示)

第19条 甲は、前条の規定による報告の徵収又は実地調査の結果、業務が募集要項の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 甲は、乙が第21条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第20条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第8条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の名称及び所在地
- (3) 法人の代表者
- (4) 事務所、事業所又は営業所の所在地
- (5) 業務に関する規程等
- (6) 非常時の体制
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第21条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金等

(指定管理料)

第22条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を乙に支払

うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

期 間	指定管理料（税抜金額）
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	27,843,925円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	27,843,925円
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	27,843,925円
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	27,843,925円
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	27,843,925円
合 計	139,219,625円

- 2 甲は、第26条第1項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第21条の規定により乙がセンターの施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が募集要項の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

#### (指定管理料の支払)

第23条 甲は、指定管理料について、乙の請求により、次表の支払額に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を支払うものとする。

支 払 月	支 払 額（税抜金額）	備 考
4月	6,960,982円	前金払い
7月	6,960,981円	同上
10月	6,960,981円	同上
1月	6,960,981円	同上
合 計	27,843,925円	

- 2 前条第2項の規定により減額する場合、第29条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

#### (未収利用料金)

第24条 指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

## 第7章 損害賠償及び不測事態

### (リスクの分担)

第25条 センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるものほか、別紙2「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

### (損害賠償等)

第26条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

### (不測事態発生時の対応)

第27条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態による発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

### (不測事態によって発生した費用負担等)

第28条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

### (不測事態による業務実施の免除)

第29条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの

協定に定める業務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

## 第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

### (指定の取消し等)

第30条 甲は、乙が第19条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- 2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

### (乙による指定の取消しの申出)

第31条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わぬこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

### (不測事態による指定の取消し)

第32条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

### (指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第33条 第30条から第32条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第23条の規定にかかわらず、甲は、第26条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

## 第9章 指定期間満了等の取扱い

### (次期指定管理者等への引継ぎ)

第34条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第9条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(備品等の扱い)

第35条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第9条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第13条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 第15条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

## 第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第36条 乙は、条例第22条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第37条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第3項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第38条 乙は、条例第14条第3号、第16条第3号及び第19条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(協定の変更)

第39条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第40条 この協定及び募集要項に定めのない事項又はこの協定及び募集要項の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第41条 この協定は、箕面市議会でセンターに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたときに、協定としての効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第42条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年（2014年）11月12日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市長 倉田哲郎 団

乙 箕面市桜ヶ丘四丁目16番21号  
リリーフ・みのね  
代表 工藤一郎 団



## 箕面市立西南老人デイサービスセンターの指定管理者に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人あそびりクラブ（以下「乙」という。）とは、次のとおり、箕面市立西南老人デイサービスセンター（以下「老人デイサービスセンター」という。）の指定管理者に関する協定を締結する。

### 第1章 総則

#### （協定の目的）

第1条 この協定は、箕面市立老人デイサービスセンター条例（平成16年箕面市条例第46号。以下「条例」という。）に基づく老人デイサービスセンターの指定管理者の行う管理運営等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

#### （指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、老人デイサービスセンターの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、特定非営利法人たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって高齢者の健康の保持及び福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

#### （指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例その他の関係法令等及びこの協定に定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行し、老人デイサービスセンターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

#### （管理する施設）

第4条 乙が指定管理者として管理を行う老人デイサービスセンターの名称、所在地等は、次のとおりとする。

（1）名称 箕面市立西南老人デイサービスセンター

（2）所在地 箕面市瀬川三丁目2番1号

（3）施設規模 鉄筋コンクリート造3階建一部4階建（箕面市立西南小学校C棟の一部）

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって老人デイサービスセンターを管理しなければならない。

3 乙は、甲が認めた場合を除き、第5条第1項各号に規定する業務（以下「本業務」という。）を履行する目的外で老人デイサービスセンターを使用してはならない。

## 第2章 業務の範囲

### (業務の範囲)

第5条 乙が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 福祉、保健等に関する相談及び情報の提供
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護及び同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護
- (4) 老人デイサービスセンターの施設及び設備の保守、点検、清掃、警備等の維持管理（消防点検は除く）
- (5) その他甲が必要と認める業務
  - ・緊急時等の対応業務
  - ・利用者統計等の作成業務
  - ・甲、関係団体等との連絡調整業務 等

- 2 乙は、前項各号に定める業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て業務の一部を委託することができる。
- 3 乙が業務の一部を第三者に実施させるときは、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。
- 4 介護保険制度改革に伴い、業務の範囲に変更が必要な場合は甲と協議を行い、別途定めるものとする。

## 第3章 指定期間

### (指定期間)

第6条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成27年4月1日から平成37年3月31日までとする。

- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第4章 管理運営の基準

### (開館時間及び休館日)

第7条 開館時間及び休館日は次のとおりとする。

- (1) 開館時間 午前9時から午後6時まで
  - (2) 休館日 日曜日及び木曜日、12月29日から翌年の1月4日まで
- 2 乙が特に必要と認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て開館時間及び休館日を変更する

ことができる。

(利用料金)

第8条 乙は、利用料金について、あらかじめ甲の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用定員)

第9条 乙は、利用定員について、あらかじめ甲の承認を得て定めるものとする。

(管理運営に関する基本的事項)

第10条 管理運営に関する基本的事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法第244条第1項に規定する公の施設として、利用者・家族・来館者等の利用に際しては、平等な利用を確保するものとする。
- (2) 高齢者の健康の保持及び福祉の増進を図るという設置目的に基づいた管理運営を行い、その目的の実現に向け努力を行うこと。
- (3) 利用者の立場に立った管理運営を行い、サービスの向上に努めること。
- (4) 介護保険法、その他の法令等を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

(運営及び人員体制に関する業務水準)

第11条 乙は、次の条例に定める水準を満たすものとする。

- ・大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）
- ・大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第116号）

(個人情報の取扱い)

第12条 乙は、箕面市個人情報保護条例（平成2年箕面市条例第1号）の趣旨を理解し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲に書面により承諾を得た場合は、この限りでない。
- (2) 乙は、(1)に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- (3) 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならない。また、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- (4) 乙及び乙の従事者は、協定書に規定するもののほか、甲の承認なしに個人情報を複写又



### [条件]

- ・消防設備点検は、箕面市教育委員会（箕面市立西南小学校）が一括して行う。
  - ・警備業務は、原則として西南小学校の警備業務受託者に委託する。
  - ・日常の清掃業務について、現在、高齢者市民の就労を支援するため、公益社団法人箕面市シルバー人材センターに委託しているため、配慮すること。
- (3) 乙は、老人デイサービスセンターの施設に改修の必要が生じた場合には、速やかに甲に報告しなければならない。
- (4) 甲は、前項の報告があった場合は乙との協議のうえ、原則として甲の費用で修繕するものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合及び修繕に要する費用が一件につき10万円以下（消費税及び地方消費税は除く。）の場合（甲が自己の費用で行うと判断した場合を除く。）は、乙の費用で修繕するものとする。
- (5) 指定管理開始時に存する備品について更新または修繕する場合は、乙の負担で行うものとする。乙が新たに必要であると判断し、乙が購入した備品等の所有権は乙に帰属するものとする。甲に帰属する備品等を乙が更新又は修繕した場合は、甲に帰属するものとする。
- (6) 老人デイサービスセンターのみに影響する施設の改修等は、甲と協議の上、乙が自らの費用で行うことができるものとする。また、指定期間開始時に存する備品以外で必要な備品は、甲と協議の上、乙が購入又は調達することができるものとする。この場合において、指定期間の満了に際しては、原則として原状復帰するものとする。
- (7) 消耗品その他の物品は、乙の負担により適宜補充・交換するものとする。
- (8) 廃棄物の処理に当たっては、箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例（平成15年箕面市条例第8号）に規定する事業者として乙がその処理を行い、廃棄物の処理に要する費用は乙が負担するものとする。（ただし、甲に帰属する備品の処分に要する費用は、協議事項とする。）

### （危機管理体制等の確立）

第16条 緊急時等の対応業務として次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）に関する事項は次のとおりとする。
- ①乙は、防火担当責任者、火元責任者、自衛消防隊の隊員等を選任し、毎年度4月中に防火管理者に報告すること。
  - ②複合施設として一体的に実施する消防訓練、消防設備の点検等に協力すること。
  - ③その他、消防計画に基づき、防火管理者その他の関係機関と連携して対処すること。
- (2) 自然災害、人為災害、事故及び自ら原因者・発生源になった場合等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態等（以下「緊急時等」という。）に備え、危機管理体制を築くとともに、危機管理マニュアル（消防計画を含む。）を作成し、甲に提出するものとする。

#### ※危機管理マニュアルに規定する内容

- ・危機管理体制に関する事項。（夜間・休日等の緊急連絡先、緊急時等の対応体制・責任者等）
- ・業務実施時における利用者に係る外傷、行方不明、食中毒、感染症等の事故等の対

応に関すること。

- ・火災、事故、災害等の緊急時における利用者・家族・来館者に対する避難誘導及び初期消火等の初動対応に関すること。
- ・緊急時等における利用者の家族及び市・警察・消防等の関係機関への連絡・報告・通報に関すること。
- ・停電時等における施設の復旧を遅滞なく行う方法に関すること。
- ・消防本部から消防計画等の改善に関する指摘があった場合の改善等に関すること。
- ・保健福祉サービスにおける苦情の解決等に関する要綱（平成15年箕面市訓令第50号）に基づく対応に関すること。
- ・閉館時の地震発生時の初動体制に関すること。
- ・風水害発生のおそれがある場合の対応体制に関すること。
- ・避難訓練、火災・事故・災害等による休館基準等利用者に対する対応に万全を期する方法に関すること。

(3) 毎年度の緊急連絡体制について、当該年度4月中に甲へ提出するとともに、変更が生じた場合は速やかに報告すること。

(4) 複合施設として一体的に実施する消防訓練のほか、施設の特性（要援護高齢者対応等）に応じた訓練を検討すること。

(5) 緊急時等には、初動対応を行い、消防計画・危機管理マニュアルに従って迅速に適切な措置を講じるとともに、複合施設として防火管理者その他の関係機関と連携して対処すること。

(6) 保健福祉サービスにおける苦情の解決等に関する要綱に規定する事故等が発生した場合、警察、消防、保健所等に報告すべき事象が生じた場合、火災、事故、災害等により休館する場合その他センターの管理運営を行う上で利用者の心身に影響を及ぼす事象が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、速やかに甲に報告すること。

#### (7) 地震時の対応

- ①夜間・休館日等の閉館時において、震度4以上の地震が発生したときは、2名以上の従事者が施設に自動参集し、施設及び設備の点検、二次災害の防止等を行うものとする。
- ②災害により施設を休館している間は、1名以上の従事者が施設に勤務し、箕面市災害対策本部の指示のもと、管理業務に従事するとともに、施設・設備の復旧作業に協力するものとする。
- ③災害により施設を休館している間において、施設は、箕面市災害対策本部の指定する用途に使用するものとし、施設の車両は、当該用途に資する範囲で市が使用できるものとする。

#### (8) 風水害時の対応

- ①台風、豪雨等により災害発生の危険が予測される時は、甲の指示に従い、施設閉館後も1名以上の従事者を施設に待機させるものとする。
- ②夜間・休館日等の閉館時において、台風、豪雨等により災害発生の危険が高まった時

は、甲の指示に従い、1名以上の従事者が施設に参集するものとする。

(関係法令の遵守)

第17条 老人デイサービスセンターの管理を行うにあたっては、次の法令等の規定を遵守するものとする。

- (1) 地方自治法その他関連法規
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法その他労働管理関係法規
- (3) 消防法、電気事業法その他施設管理関係法規
- (4) 介護保険法その他関係法規
- (5) 箕面市立老人デイサービスセンター条例
- (6) 個人情報の保護に関する法律、箕面市個人情報保護条例
- (7) 箕面市情報公開条例
- (8) 高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- (9) その他関連法規、通知、要領等

(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律への取組み)

第18条 乙は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)の趣旨を踏まえた取り組みを進めるように努めなければならない。

(職員研修等の実施)

第19条 乙は、老人デイサービスセンターの管理業務に関し、業務に従事する者が人権問題、個人情報保護、高齢者福祉等について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、研修等を行うものとする。

(損害賠償等)

第20条 乙は、老人デイサービスセンターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用と責任でその解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(賠償責任保険の加入)

第21条 乙は、本業務の実施にあたり、老人デイサービスセンターの施設、設備等及び第三

者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。この場合において、乙は、甲に当該加入保険の証券等の写しを提出するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第22条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第23条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合において、乙は、その内容又は程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議のうえ、不可抗力の判定を行い、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第24条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

(事業計画書の提出)

第25条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる事業計画書を作成し、甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第5条第1項に掲げる業務に係る実施計画
- (2) 収支計画
- (3) 人員体制計画
- (4) 職員研修計画

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書の提出)

第26条 乙は、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、毎会計年度終了後60日以内に、老人デイサービスセンターの管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出するものとする。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 老人デイサービスセンターの利用状況
- (3) 料金収入の実績、管理経費等の収支状況
- (4) その他甲が必要と認める事項

#### (地域交流事業の事務)

第27条 休館日（日曜日及び木曜日）の一部に地域交流事業（高齢者を主人公とした活動に施設を開放する事業）を実施するものとする。地域交流事業の事務（受付、施設管理等）について、「第2章 業務の範囲」で定める業務の実施とは別に、甲から乙に委託するものとする。

#### (本施設の特徴)

第28条 本施設は、他のデイサービスセンターと異なり、小学校内に設置されたデイサービスセンターであるため、事業運営にあたっては、学校側と密に連携・調整を行うとともに、児童との交流の場を設けるなど、特色を活かした事業を積極的に行うよう努めるものとする。

### 第5章 指定管理の取消等

#### (指定管理の取消等)

第29条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- (2) 本業務を適正に行うことができなくなったとき。
- (3) その他センターの管理運営上不適切な行為があったとき。

2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの要否及びその理由
- (2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

4 乙は、第1項の規定により指定の取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じられたことにより甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

#### (乙による指定の取消し等の申出)

第30条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除を申し出ようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年前までに、甲に申し出なければならない。

2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

3 乙は、第1項の規定による指定管理者の地位を辞退又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除の申出により甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し等)

- 第31条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除の協議を求めることができるものとする。
- 2 甲は、前項の協議の結果、やむを得ないと判断したときは、指定の取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除を行うものとする。
- 3 前項の規定による指定の取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除により乙に発生した損害、損失及び増加費用について、甲は、原則として保障しない。

第6章 管理運営準備・運営引継ぎ

(事業者の指定等)

- 第32条 乙は、指定期間の開始までに、老人福祉法、介護保険法に基づく事業者の指定、事業の開始届出等の手続きを完了するものとする。

(業務の引継ぎ)

- 第33条 乙は、指定期間の終了に際しては、甲又は甲が指定する者に対し、誠実に本業の引継ぎを行う。なお、引継ぎに要する費用については、乙の負担とする。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による老人デイサービスセンターの視察を申し出ができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

第7章 甲と乙のリスク分担

(リスク分担)

- 第34条 指定期間中の甲と乙のリスク分担の基本的な考え方は、次の「リスク分担表」のとおりとする。

【リスク分担表】

項目	甲	乙
必要な資金の確保		○
管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○
事業の運営・維持管理業務に影響のある法令等の変更に係る費用	協議事項	
物価の大幅な変動により管理運営に支障が生じた場合		○
施設競合、需要変動により管理運営に支障が生じた場合		○

施設設置者の責任による事業の中止・遅延	<input type="radio"/>	
指定管理者の責任による事業の中止・遅延		<input type="radio"/>
不可抗力による事業の中止・遅延 (原則として、休業補償は行いません。)		協議事項
指定管理者の事業放棄・破綻		<input type="radio"/>
施設の大規模な改修・修理 (指定管理者の故意又は過失によるもの除く。)	<input type="radio"/>	
指定管理者の故意又は過失により破損した施設及び貸与備品の修繕等		<input type="radio"/>
運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合 (管理瑕疵)		<input type="radio"/>
施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合 (設置瑕疵)	<input type="radio"/>	
施設の管理上の瑕疵による火災等の事故		<input type="radio"/>

## 第8章 その他

### (権利、義務の譲渡の禁止)

第35条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けたときはこの限りでない。

### (目的外使用許可に係る取扱い)

第36条 老人デイサービスセンターの敷地内において、地方自治法第238条の4第7項に基づき甲が行う目的外使用許可に係る取扱いについては、乙は甲の指示に従うものとする。

### (監査の実施)

第37条 甲は、26条の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙による本業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、乙による本業務の実施状況等を確認するために必要と認めるときは、本業務について監査を行うことができるものとする。
- 3 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による監査に応じなければならない。

### (甲による業務の改善勧告)

第38条 甲は、前条第2項による監査の結果、乙による業務の実施が仕様書等甲が示した条件を満たしていないと認めるときは、乙に対して業務を改善することを勧告するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する改善勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出等)

第39条 乙は、その名称、所在地、定款、理事その他甲が必要と判断した事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に、甲に届け出なければならない。

2 乙は、介護保険法第75条及び第115条の5の規定に基づく届出を行うときは、原則として当該届出を行う日前20日までに、甲と協議しなければならない。

(指定期間の満了時の取り扱い)

第40条 指定期間の満了時には、原則として、指定満了日を基準として乙の責任で老人デイサービスセンターを原状に回復し、甲に明け渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙は老人デイサービスセンターの原状回復は行わずに、甲が定める状態で、甲に対して老人デイサービスセンターを明け渡すことができるものとする。

(指定管理業務の評価)

第41条 甲は、指定管理業務全般にわたる評価を行い、今後の業務の質の向上に役立てるものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第42条 乙は、老人デイサービスセンターの設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとする。

2 自主事業の実施による事業収入は、乙の収入とする。

3 乙は、自主事業を実施する場合は、第25条に規定する事業計画書等にその旨を記載し、あらかじめ甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

4 甲と乙は、自主事業を実施する場合において、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

5 自主事業の実施は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、自主事業の実施に関して生じた損害、損失及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(協定の変更)

第43条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第44条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じたときは、若しくは本協定書締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲と乙の協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第45条 本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第46条 この協定書は、仮協定とし、箕面市議会において、老人デイサービスセンターに係る「指定管理者の指定の件」が可決された場合に、本協定としての効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年（2014年）11月7日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市長 倉田哲郎 

乙 箕面市瀬川二丁目1番11号  
特定非営利活動法人あそびりクラブ  
代表理事 八幡喜美子 

